

本号で公布された条例のあらまし

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

電磁的方法による情報処理の促進及び県民の利便性の向上を図るため、特定非営利活動法人等に係る申請等の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするための改正を行う。

二 内容

- (一) 特定非営利活動促進法第十条第一項第二号ハに規定する「各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの」として、「住民票の写し」を提出することとしているが、住民基本台帳ネットワークの利用が可能な場合には、「住民票の写し」を不要とする条項を追加する。
- (二) 特定非営利活動法人等に係る申請等の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法により申請、通知を行うことができる規定の追加
- (三) 法改正に伴う規定の整備

三 施行期日

令和五年四月一日

ただし、二(三)については公布の日